Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成23年8月19日国 土 交 通 省 土地・建設産業局 不動産市場整備課 土 地 市 場 課

東日本大震災による被災地等における適正な土地取引の確保の徹底について

本年7月29日、東日本大震災復興対策本部において「東日本大震災からの復興の基本方針」が決定され、同基本方針において、「被災地の復興の支障にならないよう、投機的な土地取得等を防止するため、土地取引の監視のために必要な措置を講じる」こととされました。

これを受け、国土交通省は、被災3県・政令市(岩手県、宮城県、福島県及び仙台市)に対し、土地取引の実態把握に資する情報として、本年3月以降に登記された当該県市内の土地取引の登記情報及び取引価格の情報の提供を行うこととしましたので(8月より予定)、お知らせします。

なお、現在、土地総合情報ライブラリーで公開している土地取引規制基礎調査概況調査の結果についても、情報提供の充実を図るため、今後、四半期毎に更新することとしましたので、併せてお知らせします。

○ 参考資料 : 被災3県・政令市に対する登記異動情報の提供

〇 別 添 :「東日本大震災による被災地等における適正な土地取引の確保の徹底に ついて」(通知)

くお問い合わせ先>

国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課

担当者:渡辺、槙島

代表:03-5253-8111(内線:30-442,30-422)

ダイヤルイン: 03-5253-8381

FAX: 03-5253-1579

<取引価格情報に関するお問い合わせ先> 国土交通省土地・建設産業局土地市場課

担当者:横田、山尾

代表: 03-5253-8111(内線: 30-232, 30-233)

ダイヤルイン: 03-5253-8376

FAX: 03-5253-1577

<当資料のホームページ掲載 URL>

http://www.mlit.go.jp/report/press/index.html